

【件名】ACT政府発表：ロックダウン措置の延長（10月15日午後11時59分まで）及び9月14日の新型コロナウイルス最新情報（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 9月14日（火）、ACT政府は、現在実施中のロックダウン措置を、10月15日（金）午後11時59分まで延長する旨発表しました。
- 9月17日（金）午後11時59分から、一部の規制が変更されます。
- 12年生（Year 12）の生徒は、10月4日（月）から対面授業が再開されます。
- 9月14日（火）、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、9月13日（月）から22人増えました。現時点の陽性者数は252人です（回復した人の数は除く）。
- 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、現在は287カ所が指定されています。下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自己隔離するなどの定められた措置に従ってください。

<https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations>

●ACT保健省は、同省が運用するFacebook及びTwitterに、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate>

ACT保健省 Twitter: <https://twitter.com/ACTHealth>

【本文】

1 ロックダウン措置の延長

- (1) 9月14日（火）、ACT政府は、現在実施中のロックダウン措置を、10月15日（金）午後11時59分まで延長する旨発表しました。
- (2) 2週間後に、規制措置について、レビューを行います。

2 9月17日（金）午後11時59分からの規制変更

9月17日（金）午後11時59分から以下の変更が適用されます。

(1) 屋外で5人までの社交スポーツ（Social tennis、golf等）が可能になります。最大2時間まで認められています。ただし、組織的な競技、レッスン、トレーニングは含みません。屋内でのスポーツは引き続き禁止されています。

(2) オンラインオーダーによる、引き取りまたは配達が可能である小規模小売り事業者の店内には、5人まで、または、同店舗の敷地4平米につき1人までの、より少ない方の人数が同時に立ち入ることができます。

(3) 不動産業者は、予約により、対面での内見が実施できますが、内見が可能なのは、同じ家の同居者及び1人の不動産業者に限られます。

詳細は、下記リンク先をご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/lockdown?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(4) なお、屋内（敷地内の室外部分を含む）での集まりは引き続き禁止されています。

3 学校の再開

(1) 12年生 (Year 12) の生徒は、10月4日 (月) から対面授業が再開されます。

(2) 11年生 (Year 11) の生徒は、10月18日 (月) から対面授業が再開されます。

(3) プレスクールから、10年生 (Year 10) までの生徒は、第四学期 (Term 4) の少なくとも最初の4週間は、遠隔授業が継続されます。

4 最新の感染者数

(1) 9月14日 (火)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、9月13日 (月) から22人増えました。現時点の陽性者数は252人です (回復した人の数は除く)。

(2) 新たに増えた22人の内、14人については感染源が判明していますが、8人については現時点で調査中です。

5 今後の道筋に関する計画

ACT政府からは「今後の道筋に関する計画」も合わせて発表されています。その中で今後の制限緩和に当たっての考慮要素として、

- ① ACT内及び国内でのワクチン接種率
 - ② 市内感染のレベル
 - ③ 検査・追跡・隔離・検疫の対応を高いレベルで維持できるかどうか
 - ④ コミュニティ及び事業者が公衆衛生に関する指示を如何に遵守しているか
 - ⑤ 保健システムの対応能力
- を挙げています。

6 検査会場

(1) 検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。検査会場によっては、濃厚接触に該当する人のみを受け付けるという変更や、急な悪天候により閉鎖されることもありますので、訪問前にご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所：https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間

等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

A C T保健省 Facebook: <https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate>

A C T保健省 Twitter: <https://twitter.com/ACTHealth>

7 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、現在は287カ所が指定されています。下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自己隔離するなどの定められた措置に従ってください。なお、一部例外を除き、特定の日時が14日以前の地点は「Archived」として表示されますが、地点によっては、特定の日時が14日以前であっても、感染の可能性があった地点として表示されます。これは、その後の調査により判明した地点となりますが、「Archived」と表示されていない地点については、たとえ表示されている日時が14日以前の場合であっても、それぞれの地点に該当する指示に従う必要がありますので、ご注意ください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) 感染の可能性があった地点には、濃厚接触 (Close contact)、軽度の接触 (Casual contact)、調査中の地点 (Investigation locations)、及び症状の観察 (Monitor for symptoms) と4種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからエをご確認ください。

なお、隔離についての詳細は、下記リンク先をご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触 (Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。

オンライン申告先: <https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人 (secondary contacts) も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、A C T保健省により隔離から解除となる旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

<https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts>

イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触 (Casual contact)」に該当する地点に特定

の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラインで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置に従ってください。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 調査中の地点 (Investigation locations)

同地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状の有無にかかわらず直ちに検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離してください。また、同地点を訪問してから14日間は症状を観察してください。同地点を訪問した人は、ACT保健省に対する申告の必要はなく、陰性の結果を受領後は、自己隔離を解除することができます。

なお、調査中の地点に訪問歴のある人の同居人は、検査や自己隔離の必要はありません。

エ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察 (Monitor for symptoms)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてください。

8 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html